

民法の成年年齢の引下げについて

法務省民事局

1 検討の経緯等

平成 19 年 5 月 国民投票法が成立

- * 国民投票法は、第 3 条で、憲法改正のための国民投票の投票権年齢を満 18 歳以上とした上で、附則第 3 条で、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とし、年齢満 18 歳以上満 20 歳未満の者が国政選挙に参加することができること等ができるまでの間は、国民投票の投票権年齢を満 20 歳以上としている。

平成 20 年 2 月 法制審議会に諮問、民法成年年齢部会において調査審議

平成 21 年 10 月 法務大臣に対して答申【別紙 1 参照】

平成 22 年 5 月 国民投票法施行

平成 26 年 6 月 国民投票法改正法（平成 26 年法律第 75 号）成立

- * この改正法は、附則第 2 項で、国民投票の投票権を有する者の年齢について、同法施行後 4 年を経過するまでの間は満 20 歳以上、その後は満 18 歳以上とした上で、附則第 3 項で、「国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」としている。

平成 27 年 6 月 公職選挙法改正法（平成 27 年法律第 43 号）成立

- * この改正法は、選挙権年齢を満 18 歳以上に改正するものであり（施行日は平成 28 年 6 月 19 日）、その附則第 11 条で、「国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」としている。

平成 28 年 7 月 参議院議員通常選挙

- * 18 歳選挙権実施

2 現行民法における成年年齢の意義

○ 契約を一人ですることができる年齢

未成年者が、親権者等の法定代理人の同意を得ないで行った法律行為は、取り消すことができる（民法第5条第2項）。

○ 親権者の親権に服さなくなる年齢

未成年者は、父母の親権に服する（民法第818条第1項）。

親権者には、子の監護及び教育をする権利義務があり、子の居所を指定する権利等を有している（民法第820条、821条等）。

3 民法の成年年齢の引下げに向けた今後の対応

○ 民法の成年年齢の引下げに伴う法改正

民法の成年年齢の引下げに伴い、関連する法律についても改正の要否を検討する必要があるが、内閣官房が平成26年4月1日時点で集計した結果によれば、政府全体で212本の法律について検討する必要があるとされていた。

以上の法律については、現在、それぞれの所管省庁において、改正の要否等について検討を進めている。

○ 経過措置・施行日等の検討

民法の成年年齢を引き下げた場合には、未成年者取消権による保護の対象となる年齢が20歳未満から18歳未満と変わるため、改正法の施行日前後に18歳、19歳の者が締結した契約の効力をどのように取り扱うかといった点について、経過措置の要否及びその内容に関する検討が必要であるほか、施行日をいつにするか（例えば、1月1日か4月1日か）といった具体的な施行方法に関する検討も必要である。

これらの点に関しては、平成28年9月1日から30日までの日程で、パブリックコメント手続を実施中である【別紙2参照】。

○ 民法の成年年齢を引き下げる法案の提出時期

現時点で決まっていないが、早ければ平成29年の通常国会へ法案を提出することも選択肢の一つと考えられる。

以上

法制審議会答申（平成21年）の概要

- 国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。
- ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題（注1）が生ずるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策（注2）が実現されることが必要である。
- 民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。

（注1）民法の成年年齢を引下げを行う場合の問題点の指摘（例）

- 契約年齢を引き下げた場合の問題点
 - ・ 18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットとされるなど、消費者被害が拡大するおそれ
- 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点
 - ・ 自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大
 - ・ 高校教育における生徒指導が困難化するおそれ

（注2）民法成年年齢部会の最終報告書において指摘された施策

- 消費者被害が拡大しないための施策の充実
 - ① 消費者保護施策の充実
 - ② 消費者関係教育の充実
- 若年者の自立を援助するための施策の充実
- 高校教育の生徒指導上の問題点の解決
- 一般国民への周知徹底等

民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する パブリックコメント手続について

法務省民事局

民法の成年年齢の意義

- ① 親権者の同意なく確定的に契約等の法律行為を行うことができる年齢
- ② 親権者の親権に服さなくなる年齢



いずれも20歳から18歳に引き下げを予定

パブリックコメント手続の概要

意見募集の趣旨

民法の成年年齢の引下げの影響は、当事者となる若年者だけでなく、親権者等の国民全般に及ぶため、具体的な施行方法についても広く意見を聴取することが必要

意見募集事項

一斉施行による支障の有無

- 改正法の施行時点で18歳・19歳の者が、施行日に一斉に成年に達するとすることによる支障の有無

周知期間・施行日

- 周知期間を改正法成立後3年程度とすることによる支障の有無
- 具体的な施行日をいつにするか(1月1日、4月1日等)

施行に伴う支障の有無

- 改正法の施行時点で18歳・19歳の者が、施行前にした行為について、遡って成年がした行為とは扱わないとする場合の支障の有無

意見募集期間

平成28年9月1日(木)～9月30日(金)

意見募集の対象とならない事項

少年法, 飲酒・喫煙, 公営競技関係の年齢に関するもの